

## 土岐市犯罪被害者等支援条例

### (目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の生活の安定及び権利利益の保護を図り、もって市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族であつて、市内に住所を有するものをいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が被る経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等をいう。
- (4) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は市内において事業若しくは活動を行う個人若しくは法人その他の団体をいう。
- (5) 事業者 犯罪被害者等を雇用する市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) 関係機関等 国、岐阜県、岐阜県警察本部その他の関係機関及び犯罪被害者等に対する支援を行う民間の団体その他関係する者をいう。

### (市の責務)

第3条 市は、法第3条に規定する基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、犯罪被害者等の支援が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携及び協力を図らなければならない。

### (市民及び事業者の責務)

第4条 市民及び事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の重要性について理解を深め、市及び関係機関等が実施する犯罪被

害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第5条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が直面している問題についてその相談に応じ、犯罪被害者等に対し、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第6条 市は、犯罪被害者等が受けた被害に係る経済的負担の軽減を図るため、必要な施策を行うものとする。

(日常生活の支援)

第7条 市は、犯罪等により日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等について、居住の安定等必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第8条 市は、市民及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、二次的被害の防止、犯罪被害者等の支援に関する事項について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(民間支援団体等に対する支援)

第9条 市は、犯罪被害者等に対する支援を行う民間団体等が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進できるよう、情報の提供、助言等必要な支援を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第10条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとき認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第11条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。